

／ 年に一度 ／

からだの状態をチェックしましょう！

ご本人様

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

令和7年3月末に、事業所へ「生活習慣病予防健診対象者一覧(令和7年度)」を送付します。

point

01

自己負担額を軽減！
(令和5年度～)



一般健診			
軽減前	最高	軽減後	最高
	7,169 円		5,282 円
付加健診			
軽減前	最高	軽減後	最高
	4,802 円		2,689 円

point

02

付加健診の対象年齢を拡大！
(令和6年度～)

40歳、50歳に加え、**45歳、55歳、60歳、65歳、70歳**も対象です。



健診実施機関
一覧はこちら



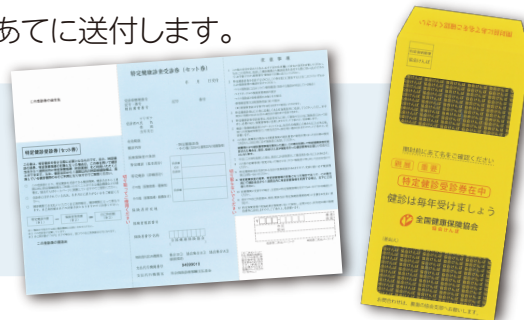
- 健診のご予約は、健診実施機関に直接お願いします。
- ※ 予約後に協会けんぽへの連絡、対象者一覧の提出は不要です。
- ※ 健診実施機関によっては、早期に定員に達する場合があります。
- 対象者一覧は、令和7年1月上旬時点の加入情報に基づき作成しています。
- 令和7年1月以降協会けんぽに加入の方も受診できます。

ご家族様

令和7年度 特定健康診査受診券のご案内

扶養家族様(40～74歳の方)の特定健診については、令和7年4月上旬に、「特定健康診査受診券(以下「受診券」)」を被保険者様の登録住所あてに送付します。

- 受診券は、令和7年1月中旬時点の加入情報に基づき作成していますので、健康保険が変更になった場合、4月1日以降に受診券の申請をお願いします。
- 受診券が宛所不明の場合は、事業主様へお送りしますので、被保険者様を通じて被扶養者様へお渡しくださいますようお願いいたします。



LINE
友だち募集中



@kenpo_kochi

お友だち
登録方法

LINEアプリから
QRコードを
読み込んで登録



LINEアプリで
「協会けんぽ高知」
を検索



退職後の健康保険加入のご案内

従業員の方の退職時には保険料等を比較のうえ、ご希望の手続先をご案内ください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続先	協会けんぽ支部 (お住まいの都道府県支部)	国民健康保険担当課 (お住まいの市区町村)	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 - 退職日の翌日から20日以内に手続すること(必着)。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	- 退職前の保険料の2倍の金額。 ※資格喪失時の標準報酬月額をもとに計算されます。 ※上限あり(令和7年度の上限は標準報酬月額320千円) - 支部により保険料率が異なります。 - 原則2年間は保険料の等級の変更なし(保険料率の変更は除く)。	- 加入する世帯の人数・前年の所得等によって決定されます。 - お住まいの市区町村により保険料が異なります。 ※離職理由が倒産・解雇等の時は、保険料が減免されることがあります	被扶養者の保険料負担は原則ありません。 



任意継続保険の詳細はこちら



マイナ保険証コーナー ～資格情報のお知らせ編～

現在、加入者の皆さまに発行している「資格情報のお知らせ」は、どんな時に使えるのでしょうか？

こんな時に使える「資格情報のお知らせ」

① 健康保険記号番号が確認できる

傷病手当金や高額療養費など、健康保険給付金手続きの際には、健康保険記号番号の記入が必要となります。

この部分

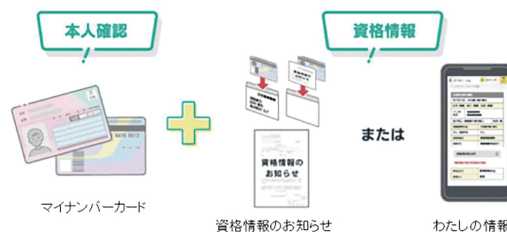
資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234 枝番 00

キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成 3年10月 1日
資格取得年月日 令和 6年12月 2日
保険者番号 01390012
保険者名称 全国健康保険協会 高知支部

② 医療機関等の窓口で設置のカードリーダーにトラブル等があった場合

「マイナンバーカード+資格情報のお知らせ」の提示で受診が可能です。
資格情報のお知らせは、マイナンバーカードとあわせてお持ちください。



マイナ保険証の詳細はこちら

